

太田市産業活性化電気自動車購入助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内産業の活性化と発展及び脱炭素社会の実現を目的とし、太田市産業活性化電気自動車購入助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電気自動車（BEV）

搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。

(2) V2H機能

電気自動車に搭載された電池に充電された電気を取り出し、住宅等に給電する機能をいう。

(3) V2L機能

電気自動車に搭載された電池に充電された電気を取り出し、専用コンセント等を使用し外部機器へ給電する機能をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に在住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び申請者と同一世帯に属する者に、市税等の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び太田市暴力団排除条例（平成24年太田市条例第4号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等でないこと。

(助成対象車両)

第4条 助成金の交付の対象となる車両（以下「対象車両」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 四輪の車両であること。
- (2) 令和8年7月1日から令和9年2月28日までに道路運送車両法第7条第1項の規定による新規登録が完了した車両であること。
- (3) 申請者が対象車両の自動車検査証に記載される所有者及び使用者であること。ただし、所有権保留条項付売買契約においては、申請者と使用者が同一であること。
- (4) 自動車検査証の燃料の種類が、「電気」であること。
- (5) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内であること。
- (6) 自動車検査証の自家用・事業用の別が、「自家用」であること。
- (7) 市内の販売店で新車として購入（リース契約及び4年未満の残価設定型ローンを除く。）した車両であること。
- (8) バッテリー容量が70kWh以上かつ契約時に車両本体の装備としてV2H機能、V2L機能及びAC100V・1500Wコンセントを有する車両であること。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、次の各号に定める金額とし、太田市デジタル金券（OTACO）により交付する。

- (1) 株式会社SUBARUの対象車両20万円
- (2) 前号以外の対象車両5万円

2 助成金は、予算の範囲内において交付する。

3 助成金の交付は、一者につき1回に限るものとする。

（助成金の交付申請）

第6条 申請者は、ぐんま電子申請受付システム（LOGOフォーム）に必要事項を入力の上、次の各号に掲げる書類を添えて、令和9年3月7日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 対象車両の購入に関する売買契約書の写し（車両本体価格、車名及びグレードが確認できるもの）
- (2) 対象車両の購入に関する領収書又はその支払いを証する書類の写し（残価設定型ローンの場合は、支払い回数を確認できる書類）
- (3) 電池容量、V2H機能、V2L機能及びAC100V・1500Wコンセントを有することが確認できる書類の写し
- (4) 対象車両の自動車検査証記録事項の写し
- (5) 対象車両の全体が撮影された写真（保管場所において撮影したもので、車両番号が確認できるもの）

(6) O T A C Oの会員コードがわかるもの

(7) その他市長が必要と認めるもの

2 前項に規定する手続は、太田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年太田市条例第278号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用し、申請者が申請に必要な事項を入力して送信する方法にのみ行うことができる。

（助成金の交付決定等）

第7条 市長は前条の申請内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、その決定の内容を申請者に通知する。

2 市長は、前条の申請内容を審査し、不適当と認めるときは、不交付決定を行い、その決定の内容を申請者に通知する。

（助成金の交付）

第8条 市長は、前条第1項の規定により、交付決定したときは、助成金を交付する。

（交付決定の取消）

第9条 市長は、申請者が不正な手段により助成金の交付を受けたとき、又は受けようとしたときは助成金の交付決定を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金が既に交付されているときは、その全部又はその一部の返還を命ずることができる。

（財産処分の制限）

第11条 助成金の交付を受けた者は、助成金の交付を受けた対象車両を、助成金の交付決定を受けた日の属する会計年度の終了後4年間、助成金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（対象車両購入時のローン契約は除く。）に供してはならない。ただし、助成金の交付を受けた者が助成金の全部に相当する金額を市に納付した場合は、この限りではない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、市長が同日まで

にこの要綱の規定により助成金の交付決定を行った者については、第 9 条から第 11 条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。